

令和2年度 第1回 帯広市地域自立支援協議会 差別解消部会（代表者会議）
議事説明書

（1）帯広市地域自立支援協議会「差別解消部会」設置取扱基準の改正について

今年度、帯広市の機構改革に伴い、帯広市地域自立支援協議会「差別解消部会」設置取扱基準を改正しました。（資料1、2参照）改正内容は以下のとおりです。

【改正内容】

- 1) 4. 部会長（1）「帯広市保健福祉部長」→「帯広市市民福祉部長」に改める。
- 2) 5. 相談体制の整備（1）2行目
「相談窓口を帯広市保健福祉部障害福祉課」→「相談窓口を帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課」に改める。
- 3) 附則「この取扱基準は、令和2年4月1日から施行する。」を追加する。
- 4) 別表「機関・団体名」、「備考」の一部を新旧対照表（資料1）のとおり改める。

（2）令和元年度 差別解消部会 構成機関・団体における相談事例

令和元年度、差別解消部会において対応した相談事例は1件です。詳細につきましては資料3をご参照ください。

（3）差別解消、合理的配慮に関するアンケートの結果について

差別解消部会構成員30団体に対してアンケート調査を実施し、全団体の方にご回答いただく事ができました。お忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。

結果の詳細につきましては、資料4をご参照ください。

（4）報告事項

当初ご案内していた議事内容では、北海道自閉症協会十勝分会 会長 新津和也様より、「障がい者の『困りごと』について～障がい特性、配慮についての情報提供～」と題して、お話を頂く予定でしたが、書面開催となったことに伴い、中止とさせていただくことになりました。

今後、改めてお話を頂ける機会を考えていきたいと思っております。

（5）その他

今後、実務者会議の開催を必要とする相談があった場合には、関係する構成員の皆様にご協力をお願いする事がありますので、その際にはどうぞよろしくお願い致します。

実務者会議の位置づけや相談対応の流れにつきましては、相談事例等フロー図（資料5）をご参照ください。